

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○私立専修学校の廃止の認可 (私学・大学 支援課)	1
○保安林の指定に係る通知の掲示 (治山林道課)	1
○道路の区域変更 (2件) (道 路 課)	1
○道路の供用開始 ()	1
公 告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活・ 男女共同参 画課)	2
○県営土地改良事業の計画の定め (農業基盤課)	2
高知県公営企業局管理規程 ◎高知県営発電所運転保守規程の一部を改正する規程 (2・1 掲示)	2

告 示

高知県告示第67号

学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第130条第1項の規定により、私立専修学校の廃止を次のとおり認可した。
平成23年2月14日

高知県知事 尾崎 正直

学校名	設置者名	認可年月日
高知県歯科技工専門学校	社団法人高知県歯科医師会	平成23年2月14日

高知県告示第68号

平成23年1月農林水産省告示第145号で告示した指定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第189条の規定により、保安林に指定する通知の内容を越知町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成23年2月14日

高知県知事 尾崎 正直

1 所在不明の森林所有者

- (1) 登記簿記載の住所
高岡郡佐川町乙1558
(2) 氏名
森 淳太郎

2 保安林に指定する通知の要旨

- (1) 指定に係る保安林の所在場所
高岡郡越知町野老山字中川原3846の1、3867の1、3868、6948の1、6952
(2) 指定の目的
土砂の流出の防備
(3) 指定実施要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第69号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成23年2月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成23年2月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
2 路 線 名 十和吉野
3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町古城 字高平山1364番23から 高岡郡四万十町地吉 字ウヅノタキ26番1 まで	前	2.8 }	397
	後	9.4 }	
		7.6 }	397
		32.0	

高知県告示第70号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成23年2月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成23年2月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
2 路 線 名 川登中村

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市川登字ハヤシヤンキ3309番1から 四万十市川登字マトバ3457番まで	前	5.7 }	85
	後	19.6 }	
四万十市三里字アラヒラ山ノ下2924番1	前	10.5 }	80
	後	32.4 }	
四万十市三里字アラヒラ山ノ下2924番1	前	4.2 }	68
	後	8.8 }	
		6.5 }	68
		38.0	

高知県告示第71号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、平成23年2月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成23年2月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
2 路 線 名 川登中村
3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
四万十市川登字ハヤシヤンキ3309番1から 四万十市川登字マトバ3457番まで	80	平成23年2月14日
四万十市三里字アラヒラ山ノ下2924番1	68	平成23年2月14日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。
なお、関係書類は、平成23年2月1日から2月間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。
平成23年2月1日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所の 所在地	定款に記載された目的
平成23 年2月 1日	特定非 営利活 動法人 絆	矢野 豪 佑	高岡郡 檜原町 下折渡 210番 地	この法人は、地域住民に対して、過疎地有償運送、高齢者生活支援、地域おこしに関する事業を行い、住民が、活力があり、安心、安全、快適な生活ができることに寄与することを目的とする。

~~~~~  
土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（東中筋地区集落基盤整備事業（基幹水利施設保全型））の計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成23年2月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 縦覧に供する書類  
県営土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間  
平成23年2月14日から同年3月14日まで
- 縦覧場所  
四万十市役所
- その他  
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議申立てをす

ることができる。

-----  
公営企業局管理規程  
-----

高知県営発電所運転保守規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年2月1日（揭示済）

高知県公営企業局長 長瀬 順一

高知県公営企業局管理規程第1号

高知県営発電所運転保守規程の一部を改正する規程

高知県営発電所運転保守規程（平成13年高知県企業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「運転業務」を「運転に係る業務」に改め、同条第2項中「保守業務」を「保守に係る業務」に改める。

第4条の見出し中「運転保守」を「運転及び保守」に改める。

第13条中「別に」を「高知県公営企業局長（以下「局長」という。）が別に」に改める。

第17条の見出し中「下流用水」を「杉田ダム下流流量」に改め、同条第1項中「下流用水を確保する」を「杉田ダム下流の流水の正常な機能を維持する」に、「次に」を「次の表の左欄に掲げる期間に応じ同表の右欄に」に改め、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

| 期間               | 水量            |
|------------------|---------------|
| 1月1日から3月20日まで    | 0.847立方メートル/秒 |
| 3月21日から9月30日まで   | 1.000立方メートル/秒 |
| 10月1日から同月15日まで   | 0.847立方メートル/秒 |
| 10月16日から12月31日まで | 2.747立方メートル/秒 |

第17条第2項中「前項の場合において」を削り、「規定の流量が確保できないときは、高知系統制御所長」を「前2項の規定による流量を確保することができないときは、四国電力株式会社の高知系統制御所長」に、「と連絡のうえ、下流用水」を「に連絡の上、必要な流量」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による流量に加えて、制御所長は、杉田ダム下流のかんがい用水を確保するため、杉田ダム直下流の流量が次の表の左欄に掲げる期間に応じ同表の右欄に掲げる水量を下回らないように運転しなければならない。

| 期間 | 水量 |
|----|----|
|    |    |

|                 |               |
|-----------------|---------------|
| 3月21日から7月31日まで  | 15.50立方メートル/秒 |
| 8月1日から9月30日まで   | 11.26立方メートル/秒 |
| 10月1日から11月30日まで | 7.00立方メートル/秒  |
| 12月1日から3月20日まで  | 6.25立方メートル/秒  |

第18条第1項中「高知県公営企業局長（以下「局長」という。）」を「局長」に改める。

第20条第1項中「翌年度の」を「翌年度の局長が」に改め、同条第3項中「本局の電気工水課長」を「電気工水課長（高知県公営企業局組織規程（昭和43年高知県企業局管理規程第2号）第3条第1項に規定する本局の電気工水課の長をいう。）」に改める。

第21条の見出しを「（点検手入れの周期及び作業分担区分）」に改め、同条第1項中「作業分担区分は、」を「作業分担区分は、局長が」に改め、同条第2項中「協議のうえ」を「協議の上」に改める。

第22条、第23条第2項及び第25条第1項中「事業所長は、」を「事業所長は、局長が」に改める。

第36条中「及び」を「又は」に、「必要を」を「必要がある」とに改める。

第37条第1項中「及び」を「又は」に改め、同条第2項中「前項の」を「前項の規定による」に改める。

第38条中「ダム管理主任技術者及び」を「吉野ダム及び杉田ダムの管理主任技術者（河川法（昭和39年法律第167号）第50条第1項に規定する管理主任技術者をいう。次条において同じ。）並びに」に改める。

第39条の見出し中「事業所間」を「事業所等間」に改め、同条第1項中「及びゲート操作」を「又はゲート操作」に、「吉野ダム及び杉田ダム管理主任技術者」を「吉野ダム及び杉田ダムの管理主任技術者」に、「その状況」を「、その状況」に改め、同条第2項中「ダム管理主任技術者」を「吉野ダム及び杉田ダムの管理主任技術者」に改める。

第41条第1号中「感電又は死傷事故」を「感電事故又は死傷事故」に改め、同条第2号中「の所有又は管理する」を「が所有し、又は管理する」に改める。

第42条中「に定める」を「に掲げる」に改め、同条第2号及び第3号中「発電所・事業所」を「発電所及び事業所」に改める。

附 則

この規程は、平成23年2月1日から施行する。